

No. 070

連合奈良中和地域協議会 〒635-0015大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館4F(412) 発 行 日 2020年 4月 15日 高谷 光一

者石川俊博

新型コロナウイルス関連

緊急労働相談ホットライン

新型コロナウイルスの影響によって内定(採用)取り消しや解雇、契約解除などで困っていませんか?緊急労働相談を実施します。トラブルや悩みがあったら、一人で抱えないで、<u>連合へ相談してください!</u>

受付時間

平日 10:00~16:00



連合奈良なんでも労働相談ダイヤル

0120-154-052

フリーダイヤル

いこうよ

れんごうに

相談無料

秘密 厳守



長時間労働を是正し

安心して健やかに働ける職場環境を作ろう!

新型コロナウィルス(COVID-19)感染や関連した経済状況の報道に埋もれた感がありますが、この4月から大切な労働法が施行されます。ご存じですか?

改正労働基準法の施行 中小企業も 2020年4月より施行

2019年4月大企業を対象に施行された時間外労働の罰則付きの上限規制が中小企業にも施行!

罰則付き上限って?

時間外労働(残業)が法律によって月45時間(年間360時間)に規制され、違反には罰則。 罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。

その前にそもそも法律で定められている労働時間は原則

「1日8時間、1週40時間」です。

これを超えて残業させたり休日出勤させる場合は、労使で "36協定"を結ばなければなりません。

・・・36協定を知りましょう・・・

36協定ハンドブック⇒



